

8. 商工問題について

軽減税率への対応について伺います。

本年 10 月の消費税率引き上げと同時に軽減税率制度が実施されます。

その際、中小・小規模事業者の皆様は、複数税率に対応できるよう、レジや受発注システムを導入・改修をする必要があります。

その支援策として

- ①複数税率対応レジ等の導入、
- ②受発注システムの改修、
- ③区分記載請求書への対応など

その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」が準備されていますが 制度開始まで残り 10 ヶ月を切りました。

日本商工会議所が昨年 9 月に公表した調査では、中小企業の約 8 割が「準備に取り掛かっていない」との回答もあり、準備の遅れが指摘されています。

複数税率対応レジの導入・改修に関しては 9 月 30 日までに導入・改修・支払いを完了し、補助金交付申請の受付期限は 12 月 16 日までとなっています。

また、受発注・請求主管理システムの改修等の支援に関しても完了期限が設定されています。

そこで知事に伺います。

「軽減税率対策補助金」については商工会議所・商工会・青色申告会などの民間団体も周知広報に努められていますが、多くの事業者の方々は準備に取り掛かれていないのではないかとの声も聴かれます。

円滑実施に向け、万全の備えと県内全ての事業者が必要な準備を完了することが重要です。県としての今後の対応について知事の考えをお示し下さい。

【知事の答弁】

軽減税率制度の円滑な導入に向けては、県内 4 地域の地域中小企業支援協議会のネットワークを活用し、軽減税率導入に伴う知識や事務手続きに関する講習会の開催、相談窓口の設置、中小企業診断士等の専門家派遣に加え、各種セ



ミナーを活用して制度の説明などを行っているところである。

こうした中、本年1月、国において、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う場合の「軽減税率対策補助金」について、補助率を3分の2から4分の3に引き上げるなど、制度の拡充が行われたところであり、今後、地域中小企業支援協議会の構成団体を通じて、広報誌やHPへの掲載、チラシの配布などにより、拡充された国の支援策について積極的に周知していく。

また、軽減税率制度の導入に際し、対応策がわからないなどの具体的な相談については、商工会議所、商工会の経営指導員が中心となって、個々の事業者の状況に応じ、きめ細かな支援を行っていく。